令和6年度第1回 横須賀市行政手続審議会 議事録

日　　時　　令和7年1月24日(金)10:00～11:00

場　　所　　横須賀市役所本館3号館3階 301会議室

出席委員　　出口委員長、小倉委員長職務代理者、剣持委員、糠塚委員、平野委員

事 務 局　　総務部総務課 中村課長、福島課長補佐、小泉課長補佐

傍 聴 者　　なし

1 開 会

2 議 題

(1)報告 令和5年度におけるパブリック・コメント手続の実施状況について

事務局から、資料1に基づき、令和5年度におけるパブリック・コメント手続の実施状況について報告を行った。

(委員)

パブリック・コメント手続の実施に関する周知は、どのように行っているか。

(事務局)

パブリック・コメント手続条例に実施の予告について規定があり、広報紙及びホームページでの予告が義務付けられている。これに基づき必ず実施している。

(委員)

広報紙に載っていても市民はなかなか気付かない。例えば、来年度で制度開始25周年を迎えるので、そうした節目を捉えた周知展開を図り、市民の関心を高めるのも有効ではないか。

(委員)

昨年度、最も意見が多かった案件は「第7期横須賀市障害福祉計画」とのことで、利害関係者の多い案件と思われるが、パブリック・コメント手続に付す計画案はどのように公表しているのか。

(事務局)

まずホームページで公表している。また、紙資料は当該計画の所管課、市政情報コーナー、各行政センターの3か所で配布している。広く一般に向けた公表であり、特

定の利害関係者に向けた公表ではない。

（委員）

横須賀市行政手続条例34条では「同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、市の機関等は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない」とされている。

ここで言う「公表」とは、単に公開すれば足りるというものではなく、利害関係者に対し行政の方から積極的に情報提供する意である。

これは行政指導に関する規定ではあるが、新たに規制する内容が当該計画に含まれる場合、利害関係者向けの説明会等の実施が、本条の趣旨からして求められる。

（事務局）

パブリック・コメント手続のスキームではないが、福祉分野の基準が策定・改定される場合、施設など利害関係者を対象とした説明会が、多くの場合開催される。

（委員）

「パブリック・コメント手続を実施しなかった案件」の中に、「婦人保護施設の設備等に関する基準を定める条例」がある。法律では既に「女性自立支援施設」と改められているのに、条例は未だに「婦人保護施設」のままなのか。

（事務局）

これは、条例改正前の表記であり、条例名の改正自体も改正内容にに含まれていたので、このような標記の仕方をしている。条例も今は「女性自立支援施設」に改まっている。

（委員）

同じく「パブリック・コメント手続を実施しなかった案件」の中に、「療育相談センター条例」があるにもかかわらず「療育相談センター条例の一部を改正する条例」もあるのは、なぜか。

（事務局）

実施事業の追加の条例を上げた後に、法律改正が入ってきたためである。

（委員）

公布はしたが、施行前で溶け込む前だったという理解でよいか。

（事務局）

そのとおり。

（2）報告　審査基準等の設定状況等について

事務局から、資料2及び資料3に基づき、令和6年度における審査基準等の設定状況について報告を行った。

（委員）

資料3で、部等名が他は「〇〇部」となっているのに、民生局だけ「民生局〇〇部」となっているのは、なぜか。

（事務局）

本市の組織機構上、こども福祉部・地域支援部・健康部の3部だけは局制を採っており、部長の上位に局長がいるため、このような標記となっている。

（委員）

従来、審査基準が未設定のものについて、設定しようとする動きが見られないが、これは条例上審査基準を設定しないことが許容される場合があるなど、何らかの理由があるのか。

（事務局）

審査基準は原則として全ての許認可等について設定するものだが、内規の「審査基準等の設定等要領」で、例外的に「処分の先例がない場合で法令の定め以上に具体化することが困難なもの」「具体的基準として定めることが技術的に不可能なもの」については、審査基準を設定しないこともやむなしとしており、そうしたものが残ったためである。

（委員）

横須賀市行政手続条例では、処分基準については設定が努力義務なのに対し、審査基準は義務化されているため、違和感がある。

（事務局）

毎年10月1日を基準日として、審査基準の設定状況について全庁照会を実施しているので、その機会を捉え、未設定のものについて設定するよう指導していきたい。

（委員）

他都市の設定状況はどうか。

（事務局）

特に把握していない。

（委員）

横須賀市行政手続条例4条1項は「…定めるものとする」となっていて、2項や3項

の「ねばならない」と敢えて異なる文言となっていて、行政手続法と同様である。このようになったのは経緯的なものに起因しており、法を制定する際に義務化を目指したが、自治体から「処分の先例がないので基準を作ることができないものもある」といった声が上がり、例外的に設定しない場合を許容したためである。

設定率だが、比較的権限が移譲されている中核市の中では、横須賀市は比較的高い印象を受ける。

（委員）

資料2の3ページで、法律に基づく処分に関する審査基準の未設定が、都市部は71件と多いが、都市計画分野の法律に基づく手続の場合、審査基準の設定に難しさがあるのは、理解できるところである。

（委員）

実際、都市計画法などでは事前手続が細かくあって、関係者の意見を聴きながらやらなければいけないものがある。そうしたケースの場合、事前に基準を決めるというよりは、案件が出てきてから利害関係者に法律に基づいた形での意見聴取をしながら固めていくことが多いと思う。事前調整手続の多い部局ほど、審査基準を設定しづらい傾向はあると思う。

（事務局）

例年10月に行っている審査基準の設定状況調査について、いささか漫然と実施してきてしまっているきらいはある。次年度の実施に際しては、審査基準を設定する目的や必要性について明確に伝えるなど、工夫を図りたい。

（委員）

審査基準の設定がなかなか進まない理由として、先例が無いからということであれば、そもそもその制度が使いづらいから、ということは考えられないか。

（事務局）

制度所管課が、自らの制度が市民にとって使いやすいものになっているか常に見直すことは必要なことだと考える。

（委員）

国や県のそうした動きは把握しているか。

（事務局）

特に把握していない。

（委員）

国は、少なくとも総務省の行政評価局が、各都道府県に行政評価事務所を置いて

いて、そこを中心に所管の法律だけでなく全ての法律を対象に、使い勝手はどうか定期点検を行いフィードバックしている。

（委員）

資料3に「県条例等の廃止による」とされる項目が複数見受けられるが、県条例の廃止により規制緩和されたのか。それとも、市に権限が移譲され、市の方で新条例を制定したのか。後者の場合は「新設」項目が記載されるはずだが、ざっと見たところ見当たらない。

（事務局）

資料3　1ページ【審査基準】の No.8、No.9、2ページ【標準処理期間】の No.2、No.3、3ページ【処分基準】の No.2 の「魚介類加工業の営業許可」関連の5件が該当の案件である。

従前、食品衛生法の営業許可業種に「魚介類加工業」が位置付けられていなかったため、神奈川県条例の「魚介類行商等に関する条例」に基づく営業許可としていたところ、食品衛生法改正（令和3年6月）により「魚介類加工業」が同法上の営業許可業種に位置付けられたため、県条例が廃止されたものである。

したがって、現在も、根拠が県条例から法律に変わっただけで、保健所生活衛生課の事務として、従前と変わらず存在するが、元々「①法律等に基づく処分」として「食品衛生法に基づく営業許可」が審査基準等としてあり、それに統合する形で整理されたため、件数として増減はない。

（委員）

ここのところ、食品衛生法に大きな動きが見られるので注意を要する。既存の審査基準の中で整理しきれず、新たな審査基準を設定する必要があるかもしれない。

（委員）

資料2の10頁で「下水道施設課」に赤線が引かれているが、同課が廃止になったということか。

（事務局）

上下水道局技術部下水道施設課は廃止され、令和6年度より水再生課と統合されている。元々、下水道施設課には審査基準・標準処理期間・処分基準のいずれも設定されているものがなかったため、統合先の水再生課における件数に変動はない。

３ その他

（委員）

今年の4月に建築基準法の改正があり、今のままだと検査機関・建築主事にかなりの混乱が生じることが予想される。基準が厳しくなることは悪いことではないが、準備に怠りがないようお願いしたい。

（委員）

先ほどの審査基準の設定に関して、次年度は行政手続条例施行30周年でもあるので、例年10月の設定状況調査の際は、例年以上の指導をお願いしたい。

４ 閉 会